

健発第0813001号
平成19年8月13日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業の実施について

平成20年度から本格施行される医療構造改革においては、生活習慣病予防の充実強化を図るため、メタボリックシンドロームの概念を導入し、科学的知見に基づく健診・保健指導を実施することとしている。

効果的・効率的な健診・保健指導を実施するためには、これらに従事する者の質の向上を図ることが重要であることから、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱を別添のとおり定めたので通知する。

については、本通知に基づいた健診・保健指導担当者の育成研修の実施をお願いする。

また、都道府県においては、各都道府県国民健康保険団体連合会への周知についても併せてお願いする。

(別 添)

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業実施要綱

1 目的

「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に基づく健診・保健指導の担い手である医師、保健師、管理栄養士等や、健診・保健指導事業に従事する事務職等の者が受けるべき研修のガイドラインの策定、研修情報の医療保険者への提供等により、資質の高い健診・保健指導担当者を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 健診・保健指導の研修ガイドラインの策定

国は、都道府県・保健所設置市・特別区(以下「都道府県等」という。)及び医療保険者、関係団体が健診・保健指導に関する研修を効果的に実施するために、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」を踏まえた上で、研修において習得すべき能力を明らかにし、それらの能力を習得するための教育方法、効果的な研修を実施するための研修の評価について記載した健診・保健指導の研修ガイドライン(以下「研修ガイドライン」という。)を策定する。

(2) 国による研修の実施

国は、都道府県等及び医療保険者、関係団体における研修の担当者に対し、国立保健医療科学院等において研修を実施する。

(3) 都道府県等及び医療保険者、関係団体による研修の実施

都道府県等及び医療保険者、関係団体は、研修ガイドラインに基づき、以下により当該研修を実施する。なお研修は5年ごとに受講することが望ましい旨、修了者に周知願いたい。

- 1) 研修の修了者には、修了証(別紙)を交付すること。
- 2) 修了証へは、研修種類としてプログラム名(リーダー育成プログラムもしくは実践者育成研修プログラム)を記載し、実践者育成研修プログラムについては、さらに研修分野名も記載すること。
- 3) 受講者の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については、修了を認めないものとする。
- 4) 修了者に関する記録その他の研修会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

修了者名簿に関するもの(氏名、職種、所属等)

研修開催要項に関するもの(目的、内容、企画・立案者名等)

その他

(4) 研修情報の提供

研修ガイドラインに基づくリーダー育成研修を受講した者が企画し、かつ所定の研修時間(単位)を満たした研修を実施している都道府県等及び医療保険者、関係団体等の当該研修のスケジュール、内容等の情報提供を、平成19年度中に国立保健医療科学院ホームページを活用し、実施する予定である。

別紙 修了証（例）

第 号
修 了 証
氏名 生年月日
平成 年度 研修会において、所定の課程を修了したことを証する。
研修種類： _____
なお、本研修は、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱（厚生労働省健康局）に定める研修の内容を満たしたものである。
平成 年 月 日
主催者 印

A 4 サイズ 縦
(210 mm × 300 mm)